

令和2年度 定期監査の指摘事項に対する措置状況一覧

指摘事項内容	措置状況	措置通知 年 月 日	備 考
福祉部（長寿社会課）			
<p>指定管理委託について（その他） 所管の指定管理施設について、各施設の管理及び運営に関する基本協定書に約定されている、審査基準・利用料金・提案事業等に係る届出及びその承諾手続きが確認できないもの、物品使用賃貸借契約が締結されていないもの、提出された事業計画書や報告書が受付印もなくただ綴られているものなどが散見された。 基本協定書で約定された書類及び承認行為等は必要により定められているものであり、また、所管課は提出等について指導すべき立場にある。基本協定書等に基づく適切な事務執行をされたい。 なお、上記は過去の定期監査や指定管理者監査において指摘・注意事項としていた内容が大半である。そのとき限りの対応ではなく、事務処理のマニュアル化やチェックシートの作成、課員への周知徹底等、所管の指定管理施設において同様事例を発生させないよう事務改善を徹底されたい。 （各施設基本協定書、公の施設に係る指定管理者の指定等に関する事務取扱要綱、指定管理者制度運用マニュアル）</p>	<p>物品使用賃貸借契約を締結していない施設は全て締結しました。審査基準等の届出及びその承諾手続きについても、すべての施設で完了しました。</p>	R3. 8. 25	